

## 定期積金（スーパー積金）規定

### 1.（掛金の払込み）

定期積金(以下「この積金」という。)は、表面記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書をお差出してください。

### 2.（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

### 3.（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または当金庫所定の年利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。

### 4.（給付補てん金等の計算）

(1) この積金の契約期間中に表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり、払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に表面記載の掛金金額に達しないときは、払込日から満期日までの前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② 当金庫がやむをえないと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ 上記①、②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。

A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの 解約日における普通預金利率

B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。

約定年利回×60%（小数点第4位以下の切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）

④ この計算の単位は1円とします。

### 5.（先払割引金の計算等）

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を表面記載の利回りに準じて満期日に計算します。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

### 6.（満期日以後の利息）

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

以上